

令和3年 第3回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和3年3月19日(金) 14時00分～15時30分
場 所	阪南市役所第2会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一          教育長職務代理者 森 口 賢 二          委 員 八 田 三 紀          委 員 鎌 田 麻 美 子          委 員 辻 雅 之</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹          生涯学習部理事 神 藤 直 樹          副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹          学校給食センター所長 河 野 貢          学 校 教 育 課 長 丹 野 恒          生涯学習推進室長 木 村 浩 之          生涯学習推進室参事 中 出 篤          尾崎公民館長 榎 谷 篤          東鳥取公民館長 國 見 千 春          西鳥取公民館長 熊 本 将          副理事兼図書館長 加 藤 靖 子          学校教育課長代理 井 谷 匡 志</p>
事務局	教育総務課主査 中 山 直 子 教育総務課主事 中 佐 祐 穂
書記	教育総務課主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

## 会議の要旨

(教育長)

令和3年第3回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に八田委員を指名する。

### ◆承認事項第1号「令和3年第2回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和3年第2回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆承認事項第2号「令和3年第1回臨時教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和3年第1回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆議決事項第1号「阪南市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

今回の規則改正は、組織の機構改革のための措置で、施行期日は令和3年4月1日である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

改正により、読点が「及び」になる箇所や、逆に「及び」が読点になっている箇所もある。どう違うのか。

(教育総務課長)

今回の改正では、教育委員会事務局の各所属への事務分掌の追加のほか、用字、用語の整理も行うが、ご指摘の部分はそれにあたり、法制執務という公務員が法令を起案する事務のルールに基づいている。「及び」は、2又は3以上の語句をつなぐための併合的な接続詞で、併合的に並列される語句が2つのときは、常に「及び」を使い、3以上のときは、始めの方は読点でつなぎ、最後の語句は、「及び」で結ぶ。例えばAとB、2つの並列する語句をつなぐときは「A及びB」となり、AとBとCの3つの並列する語句をつなぐときは、「A、B及びC」となる。

(教育長職務代理人)

了解した。

(教育長)

学校教育課の事務分掌に「子どもの権利の保障等に関すること。」が追加されるが、これは市の教育施策のベースとなり、方向性を決定づける大きな意味を持つものである。

「子どもの権利」の条例制定に向けていろいろな文書を読んでいると、長年教育に携わってきた私自身の認識が少しずつ変わってきたのを感じる。「教育」という言葉一つとっても、子どもは教えられ、育まれるという受け身の立場だという従来の考え方だけではなく、子どもの立場からすれば、育っていく権利、教わる権利があるはずだ。また、よくある「子どもを地域で育む」、「子どもを学校で育む」というフレーズは、育む側からの表現に過ぎないということ、「子育て」は、最近「子育て」とセットで使われ、子どもが権利の主体であるという意味が込められていること、さらに、「市民」には当然子どもも含まれるということなど、改めて気付いたことが多い。

今回の規則改正による「子どもの権利」の一文の追加は、単に事務分掌が増えたというだけではない。今後は、長い年月をかけて認識を改め、教育施策に反映させていくことになる。その第一歩を踏み出したのだということを、この場で確認しておきたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「令和3年度阪南市学校園基本方針（案）について」（学校教育課）  
（教育長）

議決事項第2号「令和3年度阪南市学校園基本方針（案）について」学校教育課の説明を求める。

（学校教育課長）

令和3年度に阪南市立幼稚園・小学校・中学校において取り組むべき教育推進の方向性や重点行動等を教育委員会として明確に示すため、「令和3年度阪南市学校園教育基本方針」を別添案のとおり定めたい。

今回ご審議いただくのは、前回の本会議にて原案をお示しし、それに対していただいたご意見を基に修正したものである。

資料に基づき、説明する。

（教育長）

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

（教育長職務代理人）

「基本方針A 確かな学力を育成する」の「持続可能な社会の創り手」は、学習指導要領に入っているもので、市の方針にも取り入れるべきと考え、提案した。また、「阪南GIGAスクールビジョン」で一つの項目を立てことを評価する。令和3年度から、全国の96%の自治体でGIGAスクールを実施するとのことである。本市でも先進的な取組を実施されたい。さらに、「阪南市教育委員会の取組」とリンクさせ、方針内に関係する「取組」の項目番号を記載していることも評価したい。ただ、「基本方針E 個に応じ、自立に向けた支援教育を推進する」には、関連する項目の記載がない。「取組」の2-2「人権教育を通じて『学びに向かう力』を充実させます」には「共に学び、共に育つ学校園づくり」という表現もあるので、「E」には「2-2」と記載すべきではないか。また同様に、「基本方針I 学校園運営体制を確立し、教員の指導力・教育力の向上を図る」にも、「取組」2-2の「研修の工夫改善」と2-3の『「考え、議論する道徳」の充実』が、「基本方針J 安全を最優先した危機管理体制の確立を図る」には2-4の「登下校の安全見守り活動」が、それぞれ該当すると考える。これで全基本方針に参考項目が記載できる。また、これは表記の問題だが、それぞれの基本方針のところに「取組」の参考項目を網掛けして記載すると目立ちすぎるように感じる。「取組」は市の教育施策につながる重要な資料であるが、中には平成29年度についての記述もあり、若干古いことは否めない。参考項目は、別に欄を設けて記載してはどうか。「方針」内で重要なのは、方針ごとに枠囲みした部分はもちろんのこと、その下に箇条書していることで、これは市民に約束した市の施策であり、令和3年度に実行しなければならないものである。さらに、各校園ではこれを基にそれぞれの教育基本方針を作成するので、昨年度と同様、校園長会で改訂のポイントをお示しいただきたい。

（学校教育課長）

参考項目については最小限の記載としたため、現行案では参考項目のない基本方

針もあるという状況だが、いただいたご意見を踏まえ、項目を追加することとする。また、その表記についても、フォントを変えるなど、主体は基本方針であるということがわかるよう、工夫する。なお、学校園基本方針改訂のポイントを作成し、校園長会で提示する予定である。

(教育長)

私も教育長職務代理者と同様の考えである。具体的な方法は事務局に一任するが、参考項目の表記を改めること、関係する参考項目を全ての基本方針に記載することをお願いする。学校園教育基本方針は学校園の先生方に実施してほしいことを網羅しているもの、「取組」は学力テストの結果を踏まえて学力向上・体力向上を推進するための取組をまとめたものである。現行の「取組」はよくまとまった素晴らしい資料ではあるものの、先ほどご指摘いただいたとおり、例えば支援教育についての視点はなく、取組も明記されていない。今後は、学力向上・体力向上に特化せずに支援教育なども取り入れた「阪南市教育委員会の取組」として活かしていけばよいのではないか。フォーマットはできているのだから、古いデータを更新するとともに発展させていけば、さらに良いものになるだろう。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、修正を事務局に一任することとし、議決されたものとする。

#### ◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和3年2月1日から2月26日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した1件について、報告する。

公益財団法人日本少年野球連盟大阪南支部泉州ボーイズ主催「第38回日本少年野球『泉州大会』」である。令和3年4月、泉南市民球場ほか8球場で、小中学生の硬式野球58チームによる野球大会が開催される。

以上の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市立中央公民館館長アドバイザー設置要綱の制定について」  
(公民館)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市立中央公民館館長アドバイザー設置要綱の制定について」  
公民館の報告を求める。

(尾崎公民館長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

どのような人がアドバイザーとなり、どういった助言をしてもらうのか、より具体的に説明されたい。

(尾崎公民館長)

中央公民館長が公民館活動にかかる専門的な知見、経験等を必要とする課題について相談し、助言を求めるため、これまで公民館業務に貢献された方、社会教育や生涯学習の分野で活動されてきた方に委嘱したいと考えているが、現在調整中である。

(教育長職務代理者)

学校で言えば、学校協議会の委員のようなイメージか。同じように複数名に委嘱してはどうか。

(尾崎公民館長)

要綱第5条に「必要に応じた数」としているとおおり、複数名への委嘱も想定している。

(教育長)

4月に始まる中央公民館体制は、中央公民館長自身が生涯学習の主体として、既存概念に囚われることなく、様々な方の助言から学び、いろいろな切り口から生涯学習を推進して行ってほしいと考える。

(辻委員)

教育長職務代理者からのご指摘にもあったとおおり、アドバイザーは1名よりも、多分野からの複数名への委嘱を検討していただきたい。また、アドバイザーは相談を受けて助言を行うとのことだが、加えて、公民館の在り方をチェックできる方であってほしいと考える。

(生涯学習部長)

公民館長の諮問機関である公民館運営審議会との関係性も踏まえ、アドバイザーの人数については、今後検討したい。

(辻委員)

指定管理という点からのチェックも必要かと考えるが。

(生涯学習部長)

指定管理者選定委員会が、指定管理者の管理運営の評価も審議する役割を担っている点を踏まえ、アドバイザーの役割については、今後考えていきたい。

(教育長)

いずれにせよ、新たに設置するものであるから、ご指摘いただいたことを整理されたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

### ◆報告事項第3号「旧下荘小学校跡地の利活用の取組について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第3号「旧下荘小学校跡地の利活用の取組について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室参事)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

元々が小学校なのだから、是非地域の活性化の拠点として活用してほしい。特に、経済面や人口減の歯止めに資する利活用が望ましいと考えるが、工場などは開業できるのか。

(生涯学習推進室参事)

経常利益が見込まれる企業も応募可能である。まずは事業者の本来事業を行っていただき、地域貢献に関する提案として、空いた時間帯などに避難所や集会所等の市民利用に供することを条件としている。しかし、資料中「3物件の概要」にもあるとおり、用途地域として第一種中高層住居専用地域に指定されているため、住宅、学校、福祉、病院・診療所、小規模店舗等に限られ、都市計画上、工場は開業できない。

(教育長職務代理者)

それでも、「小規模店舗『等』」の範囲で可能な限り、地域経済を活性化する業種を望みたい。

(生涯学習推進室参事)

市としても、より広範な業種を募集したいところだが、都市計画法に基づいた用途の事業者を募集するものである。

(教育長職務代理者)

ただ事業者の応募を待つのではなく、市教育委員会としても積極的な情報収集と周知を図り、地域活性化に資する事業者を選定できることを願う。

(生涯学習推進室参事)

用途地域の条件が厳しく、用途地域の変更の必要性があることは認識している。  
(教育長)

教育委員会が抱える課題は多く、教育施設の跡地の利活用もその一つである。小中学校の大規模な統廃合はこれまで5回実施し、旧尾崎小学校跡地、旧東鳥取小学校跡地、旧朝日小学校山中分校跡地、旧尾崎中学校跡地、そしてこの旧下荘小学校跡地が残った。旧尾崎小学校跡地は尾崎公民館・阪南市社会福祉協議会・事業部の3者による複合施設になり、旧尾崎中学校跡地は私立認定こども園の開園が決定している。今般、残り3箇所のうちの一つに着手できたことを評価する。以後もよろしく願います。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第4号「令和2年度第3回阪南市立図書館協議会会議録について」(図書館)

(教育長)

報告事項第4号「令和2年度第3回阪南市立図書館協議会会議録について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

令和3年2月18日に開催された、令和2年度第3回阪南市立図書館協議会会議録について報告する。

案件は、(1)図書館の在り方～市民が育てる持続可能な図書館～について、(2)指定管理者制度導入の取組について、(3)森林環境譲与税基金活用事業(案)について、(4)その他、であった。

今回の協議会でも、指定管理者制度導入について多くのご意見をいただいた。これらを基に再度検討を重ね、コンセンサスの形成を図りながら、指定管理者制度の導入に向けて取り組むたいと考えている。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

NPO法人による指定管理については、前回の本会議でも教育委員から質問が出ていたが、会議録を読むと、協議会でもご意見が出ている。全国では事例があるようだが、阪南市内には受託できるNPO法人はあるのか。

(図書館長)

現在のところ、図書館の指定管理を受託したいと考えるNPO法人は見受けられない。

(八田委員)

図書館の運営には専門的な知識が必要と考える。指定管理者を選定する際には、

コストも重要だが、それ以上に質を重視していただきたい。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第5号「旧下荘小学校跡地利活用プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第5号「旧下荘小学校跡地利活用プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室参事)

報告事項第3号で報告した取組にかかる公募型プロポーザルを実施するため、選定委員会を設置するものである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。

各課の報告を求める。

##### <学校教育課>

3月20日 朝日小学校卒業証書授与式

4月6日 公立中学校入学式

4月7日 公立小学校入学式

4月12日 公立幼稚園入園式

##### <生涯学習推進室>

3月16日 第2回文化センター協議会

3月19日 第2回社会教育委員会議

3月24日 第1回スポーツ推進審議会

3月28日 日本語発表会

##### <公民館>

3月26日 第4回公民館運営審議会

<尾崎公民館>

3月26日 「ひきこもり」を支えるご家族のための連続講座⑥

<図書館>

3月16日 この指とまれ～あしたの図書館・市民学習会 [参加者39名]

3月26日 図書館フレンズ新規募集説明会

※いずれも3月19日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(鎌田委員)

6年生に新型コロナウイルスの罹患者が出たことに伴って延期されていた朝日小学校の卒業式が、明日3月20日に举行される。延期となったことについて、子どもたちの反応や学校の様子はいかがか。

(学校教育課長)

卒業生は昨日まで休業となっており、また本日は登校日ではないため、直接会うことはできないが、担任が各家庭に対し、卒業式についての連絡をした。保護者の方々には休業や卒業式の延期について理解していただいております。中には、感染した子どもや家庭への配慮をお願いしますとおっしゃった方もいたとのことである。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

#### ◆その他案件②「成年年齢引下げ後の成人式に係る本市の考え方について」(生涯学習推進室)

(教育長)

その他案件②、「成年年齢引下げ後の成人式に係る本市の考え方について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和2年第7回定例教育委員会において、成年年齢引下げに伴う本市の成人式は、名称のみの変更とし、「(仮称) はたちの集い」として、20歳を節目とした式典開催を継続する旨を報告したが、その際「(仮称) はたちの集い」とする考え方の整理が必要であるとの意見をいただいた。今般、内部協議やアンケート結果等を踏まえ、本市の考え方を取りまとめたので報告する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

調査した結果も踏まえ、コンパクトによくまとまった資料となっている。「はたち

の集い」とするのは令和3年度からか。

(生涯学習推進室長)

改正民法が令和4年4月1日施行であるため、令和5年1月に開催する式典から名称を変更する。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

#### ◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(八田委員)

先日、小学校の卒業式に参加した。式の開始前に校長先生とお話をした際、最近日本で地震が頻発しているの、万が一式の最中に地震が発生した場合はこのように対応する、と具体的に説明してくださった。危機管理の意識の高さに安心感を覚えた。

また、今年の夏は非常に暑くなると言われている。学校給食センターの調理室の空調施設の整備を早急をお願いしたい。大げさではなく、命を懸けて調理業務に従事して下さっているということを皆さんで再認識していただきたい。

(教育長)

私も、地震が発生した時に、地域の人と共に学校体育館の中にいた、という経験がある。実際にその場にいると、足がすくんでしまって動けないものである。

いただいた感想とご意見に感謝し、今後活かしていきたい。

次回の令和3年第4回定例教育委員会は、令和3年4月16日金曜日午後2時00分から阪南市役所第2会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和3年第3回定例教育委員会を閉会する。

以上